

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第三号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 人事委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、公開又は非公開の口頭審理を行うことができる。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（口頭審理に関する規定の準用）

第九条 不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第十号）第十八条第二項、第二十条、第二十一条、第二十九条、第三十七条（第二項第四号を除く。）、第三十八条、第三十九条第一項（虚偽の証言を行った場合の法律上の制裁の告知に関する部分を除く。）、第二項及び第三項、第四十条（第一項後段を除く。）並びに第四十二条第一項及び第四項（第四十条第二項及び第三項の規定を準用する部分に限る。）の規定は、第四条第二項の口頭審理について準用する。この場合において、これらの規定中「当事者」とあるのは「要求者及び当局」と、「審査長」とあるのは「人事委員会の委員長（委員長が必要があると認めるときは、委員長が指名する他の委員）」と、「第十六条第三項の規定による審査長の指揮」とあるのは「人事委員会の委員長（委員長が必要があると認めるときは、委員長が指名する他の委員）」の指揮」と読み替えるものとする。

附則

この人事委員会規則は、平成二十六年四月一日から施行する。